

通信制大学社会福祉士養成課程における拡張的学習による 相談援助演習授業の教案開発の試み

—①施設実習前の「学びのための事例検討」用の教案開発—

大西喜一郎*

筆者は、エンゲストロームの拡張的学習の概念を援用して、社会福祉施設実習に赴く前の通信教育課程の大学生を対象とする「学びのための事例検討」に主眼を置いた演習授業の教案開発を試みた。実践に役立つ実用的な知識と技能の獲得を希求する社会人学生の学びのニーズに応え、カプセル化された学習を克服し、実際に活用できる知識への転換を志向した。教科書の事例に記載された生活課題の要因及び社会環境を現在の生活世界の実態に適合するように変換・再構成し、検討に必要な知識を補充するための資料を新たな道具として使いながら、事例を現実に近い形で検討できるように工夫した。現実への理論的関与を学びの動機とし、実用的知識を希求する社会人学生の学習ニーズは、現実の生活世界で実際に活用可能な知識への転換を志向する拡張的学習の理念及び教員の研究の動機・目的と合致する。拡張的学習によって、社会情勢の実態に即して検討事例の更新が可能となり、実用的知識への転換が期待できる。

キーワード：ソーシャルワーク、事例検討、演習授業、学修目標、拡張的学習

はじめに

人々が、青年期以降いつでも、だれでも、自らの生活拠点において高等教育を享受する手段として、大学通信教育課程（通信制大学）がある。通信制大学は、1836年に英国王室憲章により広く学問への門戸を開放するために設立されたロンドン大学において、「The People's University（民衆のための大学）」として1858年に世界で初めて開設された（University of London, n.d.）。かつて、南アフリカ共和国の故ネルソン・マンデラ大統領は獄中で法律を学び、筆者も勤務の傍ら教育研究所の通信課程で学んだ。今では、世界180ヶ国及び南極大陸にて、5万人以上が同大学の通信教育課程で学んでいる。

わが国では、1950年より正規の大学教育として通信教育課程が開始された。2021年度は、18

万人が正規課程に在籍した。そのうち、社会福祉領域を含む社会学関係学科の学生数は、およそ1万人で女性が7割を占めた。社会福祉領域で相談援助等に従事するソーシャルワーカーの名称独占の国家資格として、社会福祉士と精神保健福祉士がある。社会福祉士とは「専門的知識及び技術をもって、身体上もしくは精神上の障害があること、または環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療サービスを提供する者その他の関係者との連携及び調整その他の援助を行うことを業とする者」である。この国家資格取得を目指す者が養成機関にて学ぶ。なお養成課程入学前に、厚生労働省が定める相談援助の実務経験が1年以上ある者は、社会福祉施設における実習は免除されるが、相談援助

*おおにし きいちろう 元日本福祉大学

演習は必須科目である。ソーシャルワーカーの役割を図1に示す。

ソーシャルワーカーは、生活上の課題を抱えた人（クライアント）からの相談に応じ、必要に応じてサービス利用を支援するなど、クライアントが自ら解決できるよう支援する（図右端構造のレベル：ミクロ）。その際は、クライアントが持っている能力や強み（ストレンクス）を活かしながら、尊厳を持った生活を営めるように、専門職、事業者、地域住民等と連携し、総合的・包括的に支援する（同図 構造のレベル：ミクロ・メゾ）。更に、地域及び社会の福祉課題を把握し、社会資源の調整・開発、ネットワークの形成を図るなど、社会福祉の増進に向けて働きかける（同図 構造のレベル：メゾ・マクロ）。

筆者は、社会福祉士の資格取得に向けて、社会福祉施設実習に臨む通信制大学生を対象に、実習を間にはさむ形で、事例検討に関する相談援助演習授業を担当した。本稿では、実習前（前半）の教案の開発過程とグループワークによる演習授業の状況を報告する。

1. 筆者の教案開発の理念

(1) 事例検討に関する学修目標

事例検討に関する一般的な学修目標は、その方法や展開などの基本的知識に焦点を合わせる。一方、ソーシャルワーカーが業務の一環として実施する事例検討では、実践の評価や具体的な課題の解決方法に重点を置く。しかし今回は、双方とも異なり、既修のソーシャルワークの理論を実践に適用可能な知識に転換する能力（コンピテンシー）を事例検討によって培う「学びのための事例検討」のための教案開発が求められた。これを事例検討に関する一般的な学修目標と比較する形で表1に示す。

通信制大学では、社会福祉を初めて学ぶ者もいるが、社会人が多くを占める。社会福祉及び医療関係の実践現場に身を置き、更なる包括的な学びを希求する介護福祉士／ヘルパー・ケアマネジャー・支援員・保育士等の福祉職、（准）看護師・助産師・理学療法士・作業療法士等の医療職、貧困をはじめ様々な福祉的課題を抱えた人々への専門的理解を深めて、より良い支援

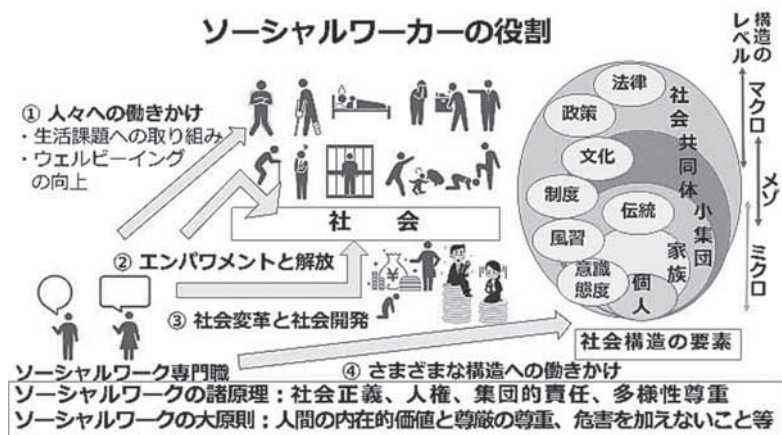


図1 ソーシャルワーカーの役割

表1 事例検討に関する学修目標の比較

一般的な学修目標	学びのための事例検討の学修目標
ソーシャルワークにおける事例検討の意義を説明できる	業務としての事例検討と学びのための事例検討の目的の違いを説明できる
事例検討の具体的方法を説明できる	学びのための事例検討を実施する際の留意点を説明できる
事例検討の展開過程を説明できる	既習のソーシャルワークの理論を事例検討の際に適用できる

を目指す自治体及び福祉関連団体の職員、教員など、職業は多岐に亘る。

既に職場等で事例検討などを含め実務経験のある学生は、実際に役に立つ（実用的）知識及び技能の獲得を希求する傾向が強いと、筆者は感じている。従って、教案は、初学者向けの事例検討に関する「基礎知識の習得」と、具体的な課題の解決方法の学びを希求する経験者向けの「使用価値としての事例検討」の双方を扱う必要がある。なお、日本ソーシャルワーク教育学校連盟（ソ教連）は、演習教育方法について、Andragogyの比重が高いが、学生の基本的な知識及び技能の習得状況に合わせて、PedagogyとAndragogyを組み合わせるよう推奨している（ソ教連、2022, pp.31-32）。

そこで、筆者は事例検討の学びを表2のように三段階に整理した。すなわち、今回の授業では、初学者向けの基礎知識を説明し（第一段階）、施設実習に備えてソーシャルワーク理論の学びのための事例検討に主眼を置きつつ（第二段階）、卒業後に福祉現場で業務の一環として（使用価値として）の事例検討を着実に実践できることを目指す（第三段階）。

第一段階は、事例検討に関する基礎知識（牧・黒岩、2002）と、社会福祉士が事例を扱う際の基本事項（日本社会福祉士会、2020a）を、主に文献資料を参照・引用する形式で解説することにした。紙幅の関係上、本稿ではその詳細は割愛する。

今回の演習授業の中心となる第二段階には、エンゲストロームの拡張的学習の概念（Engeström, 1987/1999, p.5）を援用した。具体的には、教科書の事例に記載された生活課題を生じさせた要因及び社会環境を、今を生きる我々の生活世界の実態に適合するように予め変換・再構成した上で、検討に必要な知識を新たな資料で補充し、現実に近い形で事例検討を試みることにした。

なお、第三段階の事例検討を期待している学生が学習意欲を失わないように、先にイメージ図（図2）を提示し、学びのための事例検討の有用性を説明した上で、実用的な学びのニーズにも応えられる教案の開発を志向した。

(2) 授業の演習内容の設定

次に筆者は、事例検討を扱う演習内容を表3

表2 事例検討の学びの三段階

第一段階	社会福祉士養成課程の基礎知識としての事例検討（Pedagogy）
第二段階	社会福祉士養成課程の学びとしての事例検討（Andragogy）
第三段階	ソーシャルワーカーの業務の一環としての事例検討（卒業後の実践）

卒業後の実践に向けた「学びのための事例検討」の拡張的なイメージ

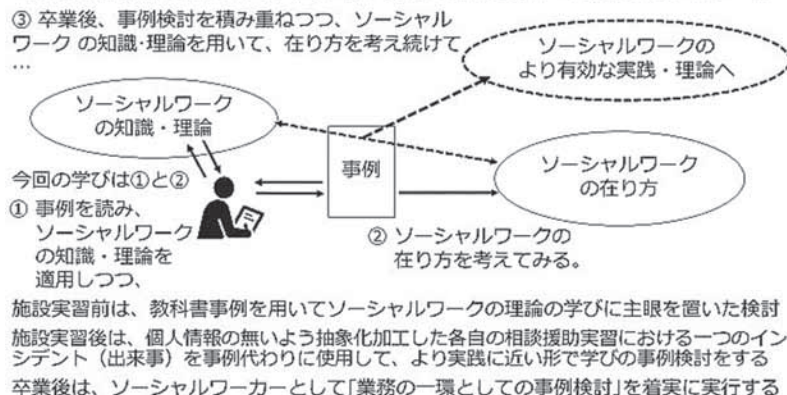


図2 学びのための事例検討の拡張的イメージ

表3 筆者が設定した授業の演習内容

施設実習前の演習内容	(0) 実習に臨む基本姿勢として、社会福祉士の倫理綱領を再確認して修得する
	(1) 実習に備えてコミュニケーションと面接技法を事例に適用しつつ習得する
	(2) 実習に備えてアセスメント手法及び実践モデルを事例に具体的に適用する
	(3) 実習の予行演習として、事例検討において支援計画を策定する
施設実習後の演習内容	各自が相談援助実習で経験したインシデント（出来事）を事例代わりに使用して、より実践に近い形で学びの事例検討を行い、施設実習における個々の実践を、専門的援助技術として概念化・理論化・体系化する能力を培う

ソーシャルワークの展開過程

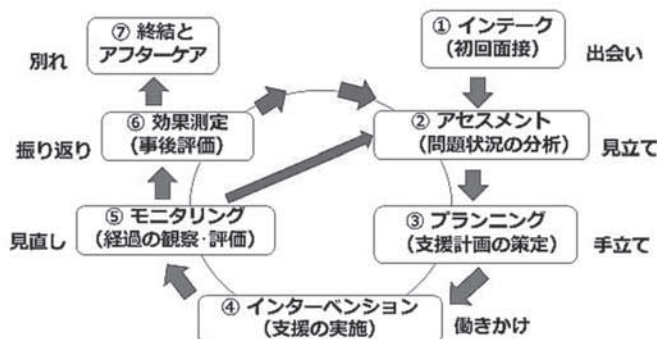


図3 ソーシャルワークの展開過程

のように設定した。施設実習前の演習では、実習で課せられる支援計画の策定までの過程に取り組み、実習に備えることにした。

これをソーシャルワークの展開過程（図3）になぞらえて説明すると、実習前の演習内容は、社会福祉士の倫理綱領（日本社会福祉士会、2020b）に則り実習に臨み（表3の(0)）、施設実習で課せられる個別支援計画の立案と実施に向けて、①インテークで必要となるコミュニケーション及び面接技法（同(1)）、②アセスメントで必要となる手法（同(2)）、③支援計画の策定（同(3)）までを再整理して、施設実習に備える（レディネス）。そして、施設実習では、実際に④支援を実施し、⑤モニタリング、⑥効果測定を体

験する。実習後の演習授業では、⑥施設実習での経験を再度振り返る。学びを総括して科目修了試験に臨み、合格した者は、他の必要な単位を取得の後、卒業を迎える（⑦終結）。

2. 事例の変換・再構成

まず、授業で使用する事例を教科書からひとつ選び、現在の社会実態と照合して、学修すべき内容を検討することにした。今回筆者は、社会福祉領域における最も根源的な生活課題といえる「貧困」に関連するものとして、「低所得者への相談援助演習」の事例を選択した。その事例の概要を以下に要約して記す。

教科書の事例の概要

A氏は会社のオーナー経営者であったが、事業不振に陥り、会社倒産後、失踪した。家賃（月20万円）滞納となり、1か月後に退去が必要となった。預貯金も尽きかけて、妻B子（42歳）は、3か月前から市役所の清掃のパートに従事するも、結婚直後に発症し持病となった膠原病が悪化し、就労困難となった。夫の失踪による生活困窮、私立高校生の長女C子（17歳）の養育、B子自身の病気の治療、病弱の母D子（要介護3：78歳）の介護、転居など、心労が重なり、将来の展望が見えぬ中、民生委員に紹介されて、福祉事務所に相談した。

① インテーク：初回面接）ソーシャルワーカーは傾聴した。B子は悩みや感情を受けとめてもらう中で、問題解決に前向きに取り組む意欲を持った。生活保護制度及びその活用方法の説明を受けて、B子は生活保護を申請し、受理された。

② アセスメント：問題状況の分析・③ プランニング：支援計画の策定）ソーシャルワーカーは、家族の抱える生活問題の解決と世帯の自立に向けて、活用可能な社会資源等の情報を提供し、B子と共に最終目標を設定し、その実現に向け家族一人ひとりの自己決定を尊重した支援計画を策定した。

④ インターベンション：支援の実施）支援の内容は、1. 生活保護制度による経済的支援、2. B子の膠原病の治療に関する問題は医療機関の担当医・医療ソーシャルワーカーと、3. C子の学費・進路等はスクールソーシャルワーカーと、4. D子の介護はケアマネジャーと、それぞれ連携して支援した。

⑤ モニタリング：経過の観察・評価）5年を過ぎた今日、定期的な通院治療でB子の病状は改善し、現在はD子の介護に専念し、C子は高校卒業後、看護学校で看護師資格を取得し、病棟看護師になった。

出典：日本社会福祉士養成校協会（2015, pp.312-313）を筆者が要約・加筆

次に筆者は、事例検討の際に取り上げるべき生活課題の要因を事例から抽出し、社会環境等の状況設定を現在の我々の生活世界の実態に適合するように変換・再構成（更新）するために、検討・考察を加えた。

(1) 事例に記載された疾病について

膠原病・膠原病類縁疾患の概要

医療職等他職種との連携の重要性が増し、福祉専門職にも、医療関連知識が求められる。だが、事例検討の際、疾患の状態像等が曖昧で、個別の疾患に関する知識が不十分であると、具体的な支援計画を立案できない。そこで、膠原病について学生に理解を促す補足資料として、「膠原病の話」（福山市医師会，2005）を用意し、更に膠原病について文献調査した。なお、本稿では、膠原病・膠原病類縁疾患の概要を、「膠原病の話（図2）」に掲載されていた疾患に関する統計数値等を厚生労働省等の新しいデータに置き換えて補足して、表4に示す。

事例中のB子の持病である膠原病とは、皮膚・関節・筋肉や内臓に広く分布する結合組織に病変が生じる疾患群の総称である。自分の体に対する免疫異常が原因で発症するため、自己免疫疾患と呼ばれている。臨床的には炎症による発熱、こわばり、関節痛、筋肉痛などがあり、リウマチ性疾患に含まれる（福山市医師会，2005）。免疫疾患のうち、表4の関節リウマチ以外の全疾患を含む28疾患は、指定難病である（難病情報センター，n.d.）。ちなみに、難病とは、発病の機構が明らかでなく、治療方法が確立していない希少な疾病であって、長期の療養を必要とする疾病を指す。難病のうち患者数が人口の0.1%（18万人）程度以下で、かつ客観的な診断基準（又はそれに準ずるもの）が確立している疾患は、指定難病とされ、2021年11月以降338疾病が該当する。指定難病の患者は、個々の疾病ごとに定められた診断基準の一定の重症度に該当すれば、公費医療助成の対象となるが、その人数は103万人を超える（厚生労働

表4 膠原病・膠原病類縁疾患の概要

疾患名	患者数	女性割合	主な症状
関節リウマチ	796,000	77%	関節炎症・進行的関節破壊
悪性関節リウマチ	5,281*	67%	多発関節炎・発熱・皮下結節
全身性エリテマトーデス	64,468*	90%	発熱・関節炎・発疹（紅斑）
全身性強皮症	27,647*	92%	レイノー現象・皮膚硬化
皮膚筋炎／多発性筋炎	24,894*	75%	筋力低下・皮疹（紅斑）
結節性多発動脈炎	2,347*	50%	高熱・皮膚潰瘍・筋肉／関節痛
シェーグレン症候群†	17,628*	94%	眼／口／鼻腔の乾燥・唾液腺の腫れ
混合性結合組織病†	10,182*	94%	レイノー現象・手指／手背の腫脹

出典：患者数*は厚生労働省2022a、関節リウマチ（推計）は同2022b、女性割合・主な症状は難病情報センター、†は膠原病類縁疾患。

省, 2022a)。

難病の患者は、難病相談支援センター・ハローワークの難病患者就職サポーター・保健所の難病担当の保健師による療養／生活相談等のサービスが利用できる。また、2021年11月以降、難病のうち366疾病に該当する人は、サービスが必要と認められた場合、障害者総合支援法の支援対象となる。なお、関節リウマチは、指定難病ではないが、過去の経緯などもあり、障害者総合支援法の対象疾病に含まれている。

通信教育課程には、看護師等の医療職も一定数いて、グループ討論でこれらの点に言及する学生もいる。そのタイミングに合わせて、障害福祉領域の解説を加えることにした。

膠原病患者の就労実態

膠原病は、疾患によって就労継続の妨げとなる病状などが異なる。ところが、事例にはB子の具体的な病名の記載がない。そのため、事例検討の際に日常生活における活動性に関するアセスメント及び社会資源を活用して展開する具体的な支援計画の作成が著しく困難になる。もし、B子が関節の炎症・進行的関節破壊を症状とする関節リウマチ患者であれば、全身の関節を使う清掃業には就かないであろう。二十歳代で発症したとの記載や患者数から勘案すると、B子は全身性エリテマトーデスに該当する可能性が高いが、推定の域に留まる。次に、膠原病患者の就労実態を確認するために、先行研究の

調査結果を表5に示す。

先行研究では、膠原病患者の就労上の課題として、①（上下肢等の関節痛や痺れにより）運搬や労務作業全般、②通勤やトイレ利用等を含む職場内外での移動の困難性、③易疲労性、④（日光・光線過敏のため）屋外や照明下での作業で体調悪化のリスクなどがある。配慮すべき点として、①症状に応じた業務・作業配置・労働時間の調整、②トイレや移手段、移動に関わる配慮等の支援が挙げられていた（NIVR, 2015, p.11）。

全身性エリテマトーデスについて、障害者手帳の所持率は、患者の20.7%であった。就労について医師は、症状と程度により異なるが、関節炎や皮膚障害のみの場合は必ずしも休業を必要とせず、腎炎、中枢神経、血管炎等の重篤な症状が現れた場合でも、約7か月から2年間の休業で職場復帰は可能と述べていた。但し、症状が安定的でも月1回程度の定期的受診は不可欠で、本人の自己管理が極めて重要と指摘していた（NIVR, 2011, p.30）。

就職後の課題の改善について、障害者手帳所持者では「上司・同僚の病気や障害についての正しい理解」、「通院への配慮」等が効果的な取組であり、これにより、立ち仕事、交通機関の利用、通院等の多くの課題が改善されていた。手帳のない者では、「勤務時間中の服薬や自己管理、治療等への職場の配慮」、「通院への配慮」等が効果的な取組であり、これにより、通院、

表5 膠原病患者の就労状況に関する先行研究の調査結果

疾患名	障害者手帳	職 種			就労形態		週あたりの就労時間		
		管理職	専門職	事 務	正 規	非正規	フルタイム	20-39時間	20時間未満
強皮症・多発性筋炎・皮膚筋炎	有	0.0%	44.4%	33.3%	50.0%	25.0%	33.3%	16.7%	50.0%
	無	3.7%	30.9%	34.6%	38.8%	38.0%	37.8%	36.1%	26.1%
全身性エリテマトーデス	有	2.6%	28.9%	47.4%	42.9%	37.5%	41.5%	39.6%	18.9%
	無	0.0%	28.4%	34.0%	38.1%	48.7%	38.6%	40.1%	21.3%
	就職活動に関する最近10年間の経験 (n = 169)								
		難病をもつての就業	難病に関連した離職	難病をもつての就職活動	難病をもつての新規・再就職成功				
	76.3%	34.9%	61.5%	53.8%					

出典：高齢・障害・求職者雇用支援機構（NIVR: 2015, p10, 30.）

フルタイム就労、休憩、就業継続等の多くの課題が改善されていた（NIVR, 2011, pp.31-37）。また、現在仕事をしていない患者の7割以上が、適切な就労環境が整えば仕事はできると考えていた（雇用問題研究会, 2007）。

（2）低所得に陥る要因としての病気・障害による就労困難性

教科書の事例について、もし膠原病を患うB子が、身体疲労の蓄積しやすい清掃業ではなく、より身体的負荷の軽い事務職に就いていれば、より長く働けたであろうと、筆者は思った。病状や障害を十分に考慮せず、勤続の見込みなく就職して病状が悪化し、就業不能となり収入源を失ったと、筆者は解釈した。従って、この事例におけるB子の真のニーズは、病気や障害があっても自分らしく働き続けられる社会環境の整備であり、治療と仕事の両立支援（厚生労働省, 2018）があれば、就労継続は可能であったと、筆者は考えた。

事例を読んで、筆者が疑問に思った事柄を二つ挙げる。ミクロ（個人）レベル（図1の社会構造参照）では、B子は医療機関で就労に関する相談をしなかったのかという点である。もし主治医に相談していれば、清掃作業よりも事務系の仕事が望ましい旨の助言が得られ、医療ソーシャルワーカーからは、難病患者の就労を支援する社会資源などを紹介してもらえたのではないか。就労開始から症状が悪化して退職するまでの期間に、何らかの医療的介入の機会はある得たのではないか。

メゾ（小集団・地域）レベルでは、就労上の合理的配慮を積極的に推進すべき市役所にて、膠原病を抱えてパートで働くB子に事務補助の仕事を勧めるなど、何らかの配慮はできなかったのかという点である。本人が病気の事を伏せて職を得たとしても、辛そうに仕事をしていれば、医療・福祉系の職員も含めて、周囲の人が気付く機会があったのではないか。職場に過重な負担とならない範囲で就労上の合理的配慮を受けることは、国民としての権利であり、疾病・障害の有無にかかわらず、誰もが暮らしやすい地域共生社会の実現に向けての必須の課題である。

次に、マクロ（国家・政策）レベルで検討してみたい。医療技術の進歩に伴い、難病をはじめ悪性新生物（がん）、脳卒中などの脳血管疾患等の患者の生存率は向上し、長期慢性疾患の様相を帯びてきた。寿命が延びた喜ばしさの反面、治療費と生活費を賄うために、患者の多くは、闘病生活を続けながら働く必要に迫られている。例えば、2019年国民生活基礎調査に基づく推計によれば、仕事を持ちながらがん治療のために通院している者は、およそ45万人にのぼる（厚生労働省, 2020a）。筆者の文献調査では、がん罹患した勤労者のおよそ3割は離職していたが、正規雇用では21%、非正規雇用では39%と格差があった。罹患後も就労継続を希望した患者の割合は81%で、退職者でも68%にのぼった。その主な理由は、家計の維持、いきが、治療費を賄うためであった。およそ半数の会社は、私傷病を理由に従業員のがん罹患を把握しておらず、1か月以上の病気休職の利用実績がなかった会社の割合は74%であった。しかし、大企業の正社員は、およそ7割（時短勤務の場合81%、フルタイム勤務の場合62%）が病休開始から1年以内に復職できた。治療と仕事の両立支援環境の整備が急務であった（Onishi, 2016）。

従って、ミクロ・メゾ・マクロの全レベルのソーシャルワークにおいて、難病に加えてがんや慢性疾患、障害等のある人々が安心して自分のペースで働き続けられる、治療／療養と仕事の両立支援こそ、演習授業において検討すべき今日的な福祉課題であり、その手法を拡張的に学びに加えるべきと判断した。

（3）生活困窮世帯における高校生への支援について

事例では、B子の娘であるC子の学費・進路等は、スクールソーシャルワーカーが支援している。現在私立高校の授業料は、およそ40万円まで国の高等学校等就学支援金制度にて、まかなえる。独自に授業料支援補助金を支給する都道府県もあるが、府県の異なる学生が混乱しないように、国の標準に沿って検討することにした。授業料相当分の自己負担はないが、設備費等で年間22万円は別途納付が必要な状況に設定

した。なお、文化・歴史的観点から、高校授業料無償化は、国際人権規約及び子どもの権利条約（外務省，n.d.）に謳われた中等教育における無償化の漸進的な導入である点の解説も欠かせない。

演習では、スクールソーシャルワーカーとしてC子の就学支援と進路相談に応じる場面を想定し、まずC子の心配事を予想し、次にスクールソーシャルワーカーとしてなすべき対応方法を話し合うことにした。スクールソーシャルワーカーに必要な知識を補充する新たな道具として、①生活保護世帯の中学生及び高校生向けに、活用可能な社会資源等を解説した小冊子「中高生向け未来応援 BOOK『ココから！』」（堺市，2021）と、②「高校生等奨学給付金リーフレット」（文部科学省，2022）を配布し、これらの資料を参照しつつ、相談に応じる状況設定にした。

家族の介護等を担うヤングケアラー（厚生労働省，n.d.・埼玉県，2020）が社会的に認知され始めており、その実態を自治体の調査結果（大阪府，2022・大阪市，2022）で示すことにした。さらに、生活保護世帯の子どもの大学等への進学率に見られる都道府県間格差について、新聞記事（東京新聞，2022）を用いて解説することにした。

(4) 包括的な支援（他機関との連携）について

近年、住民が生きがいを持って共にコミュニティを創る地域共生社会の実現に向けて、複合化・複雑化した課題の解決のための多機関協働による包括的な相談支援体制に関する学びが、喫緊の課題となっている（厚生労働省，2019）。ところが、教科書には、生活保護担当のソーシャルワーカーが、B子の担当医師と医療ソーシャルワーカー、娘C子のスクールソーシャルワーカー、母D子のケアマネジャーと、どのように連携して支援したのか、具体的な記載がない。実際の専門職同士の連携方法を知ることは、今回の学びの要のひとつになるといえよう。そこで、演習授業にて具体的に扱うことにした。その詳細は、後述する。

(5) 真のニーズと自己実現に向けた支援の必要性

事例では、5年後の状況として、定期的な通院治療により病状が改善したB子（47歳）は、母D子（83歳）の介護に専念し、娘C子は看護学校卒業後に病棟看護師になった旨、記載がある。しかし、母の介護に専念することが、B子の心からの願いであり、真のニーズであったのか、筆者は疑問に思った。

生活保護における生活再建（自立支援）と労働の関係について、岡部は、家事・育児・介護等の家庭内での（無給）労働を、身体を支える労働として、日常生活自立のための営みであると評価している（岡部，2010・2013）。B子が療養しつつ母を介護している点を、日常生活自立のための労働として評価すべき旨、教員は解説する必要がある。

その一方で、治療の甲斐あって病状が改善し、身体活動性も高まったB子には、一市民として地域コミュニティで他者と交流し、自分の興味・関心・趣味に関する集まり等に参加したい気持ちもあろう。自分で自由に使えるお金が必要になる。5年後の経済生活に関する記載はなく、B子とD子が生活保護受給中であるかは不明である。母D子は幾許かの高齢年金を受給していたとか、娘C子が二人を扶養している可能性もあるが、生活保護受給中であれば、金銭的余裕はない。

もし、医師から就労可能との判断が得られる状況にあれば、身体の健康を維持できる範囲で、少しずつアルバイト労働等で社会参加すれば、B子に他者とのつながりができる。最低生活水準に満たない部分は、生活保護制度で引き続き支援も受けられる。収入のうち基礎控除として認められる範囲で、自分のために少しでもお金を使えれば、より前向きに暮らせるであろう。D子亡き後のB子が、自分の人生をいかに生きるのか、思い浮かべてみることも重要である。他者との交流に乏しく、自由に使えるお金もない生活ではなく、地域で少しでも自分らしく暮らせるように、機会を捉えて支援すべきではないか。

ソーシャルワーカーは、C子の高校卒業時や

就職時など、経済生活が変化する局面をとらえて、今後どのような暮らし方を希望するのかB子と話し合い、真のニーズと自己実現に向けて支援すべきではないかと、学生に問いかけてみたいと筆者は思った。

3. 演習授業に適用する学修目標の調整

(1) 学修目標の具体化

教科書の編者は、この事例の学修目標を、三つ提示している。「①低所得、貧困問題から生じる生活問題を構造的に理解する。②利用者に対するストレングスアプローチの必要性を学ぶ。③低所得・貧困問題に対応する社会資源としての社会サービスや社会制度について理解を深めるとともに、その具体的活用方法を知る。」（日本社会福祉士養成校協会，2015，p.312）。

筆者は、学びのための事例検討の学修目標及び筆者の設定した演習内容、並びに教科書編者による学修目標を、社会人学生の学びのニーズに応える形で達成できるように調整し、今回の演習授業の具体的な学修目標を設定した。表6に示す。

(2) 検討事例における最良の支援計画の考案

教科書の事例が編集された当時と比べると、法制度も変化している。そこで、筆者自ら拡張的学習を実践すべく、現在の社会資源を活用して教科書の事例に対する最良の支援計画を考案することにした。その一部を以下に示す。

先に触れたが、教科書の事例では、(④インタビュー：支援の実施)について、生活保

護担当のソーシャルワーカーと、B子担当の医療ソーシャルワーカー、C子担当のスクールソーシャルワーカー、D子担当のケアマネジャーとの連携・支援方法に関する具体的な記載がない。以前より、生活課題を抱えた住民を年齢等の属性で分ける縦割り型福祉制度は、家族全体へのアプローチが脆弱で、自己実現を地域で支援する視点に欠ける旨指摘されてきた（大橋，2009）。そこで、制度の枠を超えて包括的な連携を図り、身近な一つの窓口で住民の相談に応じ、支援する体制作りが徐々に進んでいる。その一環として、2021年度より市町村の任意事業として、重層的支援体制整備事業の運用が始まった。その概要を図4に示す。筆者はこの制度を活用して、B子世帯の生活課題を包括的相談支援事業にて受けとめて、支援機関のネットワークで対応する支援計画を立案した。図5に示す。

まず、B子が暮らす自治体でこの新事業及び生活困窮者自立支援制度の就労準備支援事業を実施していること、B子は個人情報共有に同意しており、指定難病の全身性エリテマトーデスに罹患しているが就労を希望し、主治医も条件付きで就労可能と判断していると、状況設定する。

B子は、自治体の生活困窮者（生活保護）担当のソーシャルワーカー（以下ワーカーと記す）もしくは、病院の医療ワーカーに、生活のために働く必要があるが、膠原病の持病があり、仕事が続けられるか不安である旨相談する。生活困窮者担当と医療ワーカーが連携して支援を始め、自治体の判断で、B子世帯の支援を図5の

表6 今回の演習授業に筆者が設定した具体的な学修目標

1. 社会福祉士の倫理綱領に準拠した支援を事例に具体的に適用できるようになる。
2. ソーシャルワーカーとしてクライアントと援助関係（信頼関係）を築くためのコミュニケーション技法と面接技法を再度確認し、習得する。
3. B子世帯の抱える生活問題を身体的・心理的・社会的側面から構造的に把握するために、バイオ・サイコ・ソーシャル（BPS）モデルを適用して、アセスメントする。
4. 低所得・貧困問題に対応する社会資源としての社会制度・サービス等を事例に適用する力を培う。
5. 実践モデルとしてストレングスモデルを適用して、B子世帯の支援計画を作成する。
6. 教科書の事例と同様の課題を抱えた生活困窮者を、現行の制度を活用して実際に支援する方法を考察する。

重層的支援体制整備事業（2021年度～市町村の任意事業）

目的：制度の枠を超えた包括的な連携・支援体制の構築

1-1 包括的相談支援事業とは（社会福祉法第106条の4第2項第1号）

- A. 属性・世代・相談内容を問わず包括的に相談を受け止める
各相談支援事業者は、相談者の属性・世代・相談内容に関わらず包括的に相談を受け止め、相談者の課題を整理し、利用可能な福祉サービスの情報提供等を行う。
- B. 支援機関のネットワークで対応する
受け止めた相談のうち、単独の相談支援事業者では解決が難しい事例は、適切な相談支援事業者や各種支援機関と連携を図りながら支援する。
- C. 複雑化・複合化した課題を適切に多機関協働事業につなぐ
受け止めた相談のうち、課題が複雑化・複合化しており、支援関係機関間の役割分担の整理が必要な場合は、多機関協働事業につなぎ、(重層的支援会議を開催するなどして) 各種支援機関等と連携を図りながら支援する。

図4 重層的支援体制整備事業の概要
(出典：厚生労働省, 2020b を筆者が一部編集)



図5 重層的支援会議による B 子世帯の支援計画の協議方法
(出典：厚生労働省, 2021, p.23 を参考にして筆者作成)

①から⑥の6人が重層的支援会議で協議する。会議では、本人の同意に基づき、B子世帯の困窮状況について、①の相談支援員（生活保護ワーカー兼務と想定）と②の就労支援員（ワーカー）が説明する。

次に③の医療ワーカーがB子の健康状況について、膠原病の指定難病の全身性エリテマトーデスに罹患しているが、身体障害者手帳の等級には該当しない旨説明する。次に就労について、職場で通院の便宜と体調不良時には休憩等の配慮があれば、身体に過度な負荷のない事務系の仕事であれば、週20時間程度の短時間勤務で就労できる可能性は高いと、担当医師は判断している旨説明する。更に、徐々に仕事に慣れてい

けるよう、最初はアルバイトで一日数時間程度の勤務から始めてみると良いのではと考えており、病院も医師もB子が希望すれば、治療と仕事の両立支援に向け治療計画を作成し、本人の同意を得て、病状の説明や職場で必要となる配慮について職場にも説明し支援する旨、説明する。なお、医療ワーカーは、B子が難病に該当するため障害者総合支援法のサービス利用も想定して、④の障害福祉担当ワーカーにも予め会議への参加を依頼しておいた。

ここまでの話を受けて、障害担当ワーカーは、難病があっても社会参加したいとのB子の意向を尊重して支援すべきと話し、以下のように説明する。難病患者の社会資源として、難病相談

支援センターの就労支援担当とハローワークの難病患者就職サポーターとの連携による就労支援がある。障害者手帳を持っていない人は、障害者雇用枠での就労はできないが、難病のある人は、長期的に職業上の困難を抱えている場合、障害者手帳の有無にかかわらず、職業リハビリテーションなどの障害者雇用支援制度の対象となり、地域障害者職業センターにて、職業評価、職業準備支援、ジョブコーチ支援、事業主支援等の支援が得られる。

事務系のアルバイトを探す前に、文章作成及び表計算ソフトウェアを使いこなすための職業訓練として、生活困窮者自立支援制度の就労準備支援、ハローワークの就労訓練もしくは、障害者総合支援法での就労支援があり、どれが良いか、本人と話し合い、検討する必要がある。ハローワークの難病患者就職サポーターなどと連携して、難病や障害のある人に理解のある事業者・経営者に個別に当たってみることもできるだろうし、もしB子が希望すれば、保健所の難病支援担当の保健師に療養と生活に関する相談もできる旨説明する。こうして、B子の健康状態を情報共有し、活用できる社会資源を共に確認し、支援の方向性が見えてくる。

ここまでの話を受けて、生活困窮者及び就労支援の担当ワーカーは、医療及び障害担当ワーカーと連携し、B子に難病や障害のある人の治療／療養と仕事の両立支援のための様々な社会資源を説明して、本人の意向を確認する旨述べる。本人の希望に沿った支援計画を作成する段階で再度会議にて相談したいと協力を求めて、B子に関する協議を終える。

次に、母D子の介護について、⑥のケアマネジャーより、D子の介護保険サービス利用に関して、生計困難者等に対する利用者負担軽減制度を申請すれば、利用するサービスによっては自己負担が軽減される旨情報提供する。B子が就労を目指すのであれば、要介護3のD子は日中独居状態になるが、ケアプランを綿密に組み、B子とC子に過度の介護負担が及ばぬように、なおかつ費用を抑えて介護サービス計画を見直す必要があるが、D子の主治医とも相談する必要がある旨話す。デイサービス・デイケアなど

通所系サービスを利用すれば、日中独居状態は回避できるが、別途昼食とおやつ費用は自己負担となる。なるだけ自宅で過ごし、節約してC子に修学旅行に行かせてやりたいとのD子の意向も共有する。平日の日中は訪問系サービスを利用する方が良いかもしれぬが、B子の体調、C子の学校生活との兼ね合いを考えて、無理のない範囲でどこまで家族で通院介助や入浴介助を担えるか、よく話し合う必要がある。緊急時の対応について、将来の日中独居を想定して、早目に、緊急通報システムが導入できないか、高齢福祉課と相談する必要もある。障害福祉担当からも難病を患うB子の世帯の事情を説明して打診してほしい事、民生委員に安否確認の協力を依頼し、D子の同意を得て、避難行動要支援者名簿に登録する必要もあると説明する。

娘C子の学校生活と進路に関して、⑤のスクールソーシャルワーカーからは、C子は、母と祖母の健康の事もあり、自宅通学で専門学校か大学で看護師資格を取得する目標がある。高校卒業に向けて頑張り、学校生活に支障のない範囲でD子の介護も手伝う意向だと説明する。世帯で残っている預貯金をC子の学校の納付金の支払いに優先的に使いたいとのB子とD子の意向を説明する。この話を受けて、D子のケアマネジャーは、C子の学業に支障のない範囲でケアを分担できる方法を、B子、C子、D子と一度話し合ってみることにする。生活困窮者担当ワーカーは、その方向で、C子の進学とD子の介護も支援していくことを確認して、会議を終える。

このように考案したが、緊急対応を要する虐待事例等を多く抱え、繁忙を極める現場実態に鑑みると、自治体が教科書のような事例で重層的支援会議を実際に開催する可能性は極めて低いと、筆者は判断した。講評時に講師の考えとして提示すべきかどうか、迷った。最終的に、学生には話し合いの中で「こんな社会資源（制度やサービス）を利用するか、新たに作れば、生活問題を改善できると思う」意見や考えが出たら、グループ発表に盛り込むように促して、様子を観察することにした。

(3) グループワークによる演習課題と解説の設定

次に、最終的な学修目標を達成できるようにグループワークの課題を検討し、以下の通り実施順に付番して6つの課題を設定した。学生が取り組みやすいように、例示を付した。その具体的内容を図6から図13に示す。なお、演習の山場をワーク5(図12:支援計画の策定)に置いた。

学生の職業等を参考にして、なるだけ多様な職種の人と話し合えるように班分けした。学生は、司会役と発表役を順番に担当し、それぞれのワークごとに班発表を行う。その後講師が講評と解説を加え、学生からの質問に答え、学生からのコメントを募る展開とした。授業時間の

制約上、ワーク6は時間切れになると見込まれたので、解説を中心に行うことにした。

なお、今回学生には、授業までに必ず講義資料に目を通し、演習内容を把握しておくように指示した。更に強制ではないが、できれば無理のない範囲で、教科書の事例を読みワーク1と2について、自分の考えを簡単にメモしておいてくれると、とても嬉しいと伝え、暗に予習への協力を求めた。

4. 実際の演習授業における展開状況

紙幅の都合上、実際の演習授業における展開状況を簡潔に記す。ワーク1では、講義資料に解説として掲載した図7(BPSモデル)に気付かず、アセスメント方法が分からないと困惑

【ワーク1】B子さん世帯の問題(ニーズ・思い・願い)をなるべく具体的に書き出そう(こんな事で悩んでいる・困っているのではないかという事も含めて)。先ずグループで項目の設定を話し合ってください。教科書のように、心理的側面/身体的側面/経済的側面/社会的側面でも良いし、他の設定でも良い。例えば、住まい/医療・介護/教育などや、B子さん/C子さん/Dさんでもよい。

ワークシート1 B子さん世帯の生活問題(ニーズ・思い・願い)

項目	あなたの考え	他の人の考え
(例)心理的側面	Dさんの介護とCさんの養育の負担が重い	

対応する学修目標: 3. B子さん世帯の生活問題にBPSモデルを適用してアセスメントする。
 使用するツール: ① バイオ・サイコ・ソーシャル(BPS)モデル(図7) ② B子の持病について、福山市医師会「膠原病の話」 留意事項: ① 最初は図7には触れずに、自由に考えてもらい、講評時にBPSモデルを適用して解説する。② 私立高校生への就学支援は、国の標準政策を適用する。③ 話し合った生活問題は、ワーク5に転用し、活用する。

図6 グループワーク1の演習概要

解説 バイオ(生物)・サイコ(心理)・ソーシャル(社会) [BPS] モデル

アセスメント手法のひとつ 1977年に精神科医ジョージ・エンゲルが提唱。人と環境のなかでクライアントが置かれている困難状況を三側面から把握し、これらの要因を統合する方向で支援しようとする手法

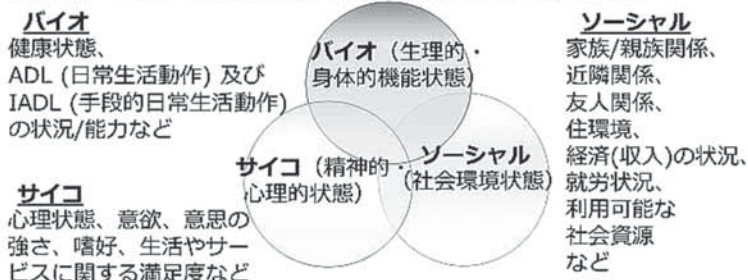


図7 バイオ・サイコ・ソーシャルモデルの概要 (出典: ソ教連2022, p.19を参照して筆者作成)

【ワーク2】 B子さんとの面接場面で、B子さんからの訴えはどのような言葉で、どのような内容が語られるかを想定し、B子さんとの援助関係（信頼関係）を築くために、ソーシャルワーカーとしてどのように（態度や言葉で）対応すべきか、書き出そう。

「対応の根拠となる概念」は、社会福祉士の倫理綱領・バ이스ティックの7つの原則から該当する事項を選んでください。

Bさんの訴え (あなたの考え)	ソーシャルワーカーの対応	対応の根拠となる概念 (社会福祉士の倫理綱領・バ이스ティックの7原則)
(例) 自分の事は自分で決めたい	あれこれと指示をしない	自己決定の尊重

対応する学修目標：2. ソーシャルワーカーとしてクライアントと援助関係（信頼関係）を築くためのコミュニケーション技法と面接技法を再度確認し、習得する。

1. 社会福祉士の倫理綱領に準拠した支援を事例に具体的に適用できるようになる。

使用するツール：① 社会福祉士の倫理綱領・行動規範 ② バイスティックの7つの原則
講評時に解説する事柄：① 面談時のクライアントとソーシャルワーカーの間の相互作用とバイスティックの7つの原則の関係性 ② 面接における基本的応答技法と共感の方法

図8 グループワーク2の演習概要

【ワーク3】 B子さん世帯のストレンクス（強み）を整理しながら、①になるだけ具体的に書き出そう。（例えば、Bさんのストレンクス、Cさんのストレンクス、Dさんのストレンクス、世帯全体のストレンクスなど）

【ワーク3-2】 書き出したストレンクスについて、ひとつずつどのように支援に生かすかを②にメモしながら、グループで話し合ってみよう。

①ストレンクスと考えられるもの (あなた)	②どのように支援に生かすか(あなた)
(例) [B子さん] 生活困窮状態にあることを民生委員に相談できた	(例) 民生委員にも協力を仰ぐ(ちょっとした困り事の相談に乗ってもらう)
①ストレンクスと考えられるもの (他の人)	②どのように支援に生かすか (他の人)
(例) 自暴自棄になっていない	

対応する学修目標：5. 実践モデルとしてストレンクスモデルを適用して、B子世帯の支援計画を作成する。

使用するツール：①ストレンクスモデル（図10）

留意事項：先にストレンクスモデルについて解説して、ワークを始める

図9 グループワーク3の演習概要



理論の解説 スtrenクスモデルとは何か

弱さもあるけれど、強さも持った人としてとらえる方法

・ストレンクスモデルは、弱さを解決し、マイナスをゼロにするだけでなく、**本人の強さを生かして伸ばしていく方法** = 「**生活モデル**」ともいわれる。

・ソーシャルワーカーと利用者の関係も、**対等の関係**となり、クライアントを尊厳のあるひとりの人として迎える。

・本人のストレンクスを活かすポイント

- ① 本人の**能力**を活かす
- ② 本人の**意欲**を活かす
- ③ 本人の**嗜好**を活かす
- ④ 本人の**社会環境**を活かす

図10 スtrenクスモデルの解説

(出典：白澤政和，2009を要約・編集して筆者作成)

【ワーク4-1】 C子さんの心配事を項目別に整理しながら、①にできるだけ具体的に書き出してみよう。(例えば、学校・進路・経済(お金)・生活・家族 など)

【ワーク4-2】 整理したC子さんの心配事について、②で一つずつソーシャルワーカーの対応を話し合おう。(留意すべき点、ソーシャルワーカーとして説明・助言すべき事、活用可能な社会資源、支援実行前に確認すべき点(誰に・何を)、想定可能な選択肢、支援する際の根拠となる社会福祉士の倫理綱領・行動規範と関連付けながら話し合おう)

①C子さんの心配事(自分の考え)	②スクールソーシャルワーカーの対応(自分の考え)
例(学校・経済) 高校を続けられるか	活用できる制度を説明し共に考えようと提案

対応する学修目標：4. 低所得・貧困問題に対応する社会資源としての社会制度・サービス等を事例に適用する能力を培う。と1.及び2.使用するツール：① 堺市「生活保護世帯の中高校生向け未来応援BOOK『ココから!』」②文部科学省「高校生等奨学金給付金リーフレット」留意事項：① 国の標準政策にて検討する 講評時に解説する事柄：①国際人権規約/子どもの権利条約/生活保護制度上の自立助長・生業支援としての高校教育の保障・高校生のアルバイト収入の取扱いと大学等進学時の処遇(世帯分離等)・各種貸与型/給付型奨学金制度 ② 生活保護世帯の大学等進学率の都道府県格差 ③ ヤングケアラーの定義と実態(定義:厚生労働省と埼玉県ケアラー支援条例・大阪府と大阪市の実態調査)

図11 グループワーク4の演習概要

【ワーク5】 グループでB子さん世帯のストレングス(強み)を生かした支援プランを作ってください。その際に、①ワーク1「B子さん世帯の生活問題(項目○○)」として取り上げた項目ごとに、②支援方法と支援の(達成)目標、③活用する社会資源・連携する機関などを話し合ってください(項目追加も可)。社会福祉士の倫理綱領とも関連付けて考えてみよう。「こんな社会資源(制度やサービス)を利用するか、新たに作れば、生活問題を改善できると思う」意見や考えが出たら、感想として発表に盛り込んでください。

対応する学修目標：5. 実践モデルとしてストレングスモデルを適用して、B子世帯の支援計画を作成する。4. 低所得・貧困問題に対応する社会資源としての社会制度・サービス等を事例に適用する能力を培う。1. 社会福祉士の倫理綱領に準拠した支援を事例に具体的に適用できるようになる。使用するツール：① ストレングスモデル(図10) 講評時に解説する事項：① 生活保護制度の2側面：経済的な所得保障と自立助長のため個別的相談援助(ソーシャルワーク) ② B子によるD子の介護を、家庭内で営まれる日常生活自立のための(無給)労働と評価する事(参照資料：岡部卓「生業扶助に関するメモ」他) ③ 難病や障害のある人が利用できる社会資源等 ④ もし失踪中の夫の所在が分かれば、B子とソーシャルワーカーは、情報を共有する(ワーカーとしての説明責任)

図12 グループワーク5の演習概要

【ワーク6】 大都市在住でB子さんと全く同じ生活問題(生活困窮・病気)を抱えたM子さんが、家賃を払い続けられる見込みが立たなくなった時点(今後求職活動する意欲はある。家賃は滞納していないが、世帯の預貯金と現金が100万円未満となった時点)で直ちに相談に来た場合、あなたはどのような社会福祉制度・社会資源を活用して支援を検討しますか。ヒント：生活困窮者自立支援制度などを参照して、話し合みましょう。

対応する学修目標：6. 教科書の事例と同様の課題を抱えた生活困窮者を、現行の制度を活用して実際に支援する方法を考察する。使用するツール：生活困窮者自立支援制度 講評時に解説する事項：① 生活困窮者自立支援制度の主な対象者は、現在生活保護を受給していないが、生活保護に至る可能性のある者で、自立が見込まれる者 ② 実施事業は、A. 自立相談支援事業 B. 住居確保給付金：65歳未満で離職等後2年以内かつ離職前に世帯の生計維持者で働ける状態の人に、求職活動を条件に一定期間生活保護の住宅扶助額を上限に給付(M子は生計の主の実績がないため、利用できるか事前に相談・確認必要) C. (任意事業として)就労支援等 ③ M子にできる事：家賃の出費を抑えるため、公営住宅への入居申込みをする(入居まで安い賃貸住宅にて待機)

図13 グループワーク6の演習概要

する学生がいた。講師が介入し、ヒントとしてBPSモデルの使い方を教示した。筆者の想定よりも早く、ワーク1の班発表時に、看護職を含む班より、B子の疾病が難病に該当すれば、難病患者のための社会資源が活用できる旨の報告があった。

ワーク4では、父親の事業失敗とその後の失踪、さらに母親の病状悪化と失業に直面した娘C子の心理的サポートを中心に話し合う班があった。不登校に陥っても不思議ではない心が折れそうな局面で、通学継続には親友の支えが必要との意見が出た。主にC子の経済的な心配事を想定していた筆者は、心理面への配慮が希薄であった事に気付かされた。

ワークの進捗状況は、手際よく進める班とじっくり話し合う班があり、差異が生じた。練られた良い意見は、後者から出ることが多く、後者のペースに合わせて演習を進めた。

声を聞き合う

ワーク5は、班ごとに支援計画をまとめる総仕上げの課題であった。学生はそれぞれの人生・職業経験と照らし合わせ、ソーシャルワークの知識・理論と関連付けて自分の考えを述べ、他者の意見を聴きながら、ソーシャルワークの在り方を考えていた。

看護職を含む班は、B子が難病に該当する可能性もあると判断し、障害者手帳の等級に該当するかどうかの確認や難病患者や障害のある人が活用できる社会資源の活用を含む支援計画を提案した。筆者は、「膠原病の話（図2）」（本稿の表4）にある関節リウマチ以外の疾患は全て指定難病に該当し、（法で告示された難病の）患者は、支援の必要性が認定された場合、障害者総合支援法のサービスが利用できる旨補足した。この班発表を契機に、障害福祉面からの支援に関する学びに発展した。

学生の疑問解決の欲求

その一方、他の二名の学生から「事例では生活保護・医療・学校担当のソーシャルワーカーが連携したとあるが、具体的な連携方法が分からない」、「実際の生活困窮者の支援方法が分か

らない」とのコメントが寄せられた。この時点で授業は当初の予定より遅れ、ワーク6を実施できなくなった。ワーク5の講評・解説の後、規定の時間にて一旦閉講し、先の疑問に答えるために、希望者に補講を実施し、半数弱の学生が参加した。

補講では、多機関のソーシャルワーカーの具体的な連携方法について、筆者が考案した重層的支援会議の開催による連携方法（図5）を解説した。次に、生活困窮者の実際の支援方法は、ワーク6を解説する形式で説明した。なお、病気や障害のある人が無理なく就業継続できる労働環境の整備及び治療と仕事の両立支援について、文献資料（春名，2017）を用いて、解説した。

5. 考察

本稿では、ソーシャルワーク演習教育の目的とコンピテンシー獲得のために拡張的学習が果たす意義に絞り、演習教育ガイドライン（ソ教連，2022）を参照しつつ、省察する。ソ教連による演習教育の目的と内容を図14に、学修目標とコンピテンシーを図15に示す。なお、コンピテンシーについて、同ガイドラインでは、今後更なる議論の充実を図るべく米国のソーシャルワークの学部及び修士課程教育プログラムの認証基準（CSWE，2015）を引用している。

実習に臨む学生に最も必要なコンピテンシーは、専門職としての倫理的行動能力であると筆者は判断し、社会福祉士の倫理綱領を再確認して修得すること（表3(0)）を、今回の演習授業の根幹に据えた。これは、図15の獲得すべきコンピテンシー(1)と合致する。

拡張的学習の意義

実践に役立つ実用的知識を希求する傾向が社会人学生に強い理由について、職場等で自ら経験した矛盾や葛藤を解決したいと願って入学し、大学で新たな援助技能を獲得して、課題解決できるソーシャルワーカーになりたいとの学習動機に起因していると、筆者は考えた。換言すると、社会人学生の学習活動の動機は、「現実への理論的関与」（Engeström, 1987/1999, p.142）で

ソーシャルワーク演習教育の目的と演習に含むべき内容

- (1) ソーシャルワークの価値・知識・技術を総合的に学びつつ、学習科目の相互関連性を認識し、課題と実践を概念化し、総合的・包括的・体系的な理解力を習得する。
- (2) 具体的なテーマ・課題について、調査・思考・討論等の能動的な活動を組み合わせ、自分や社会への気づきを得て理解を深めつつ、ソーシャルワークの価値・知識・技術を統合して、専門職としての実践に応用する技能を習得する。
【内容】 i) ソーシャルワークの基本的な視点と知識としてのアセスメントモデル・実践モデル、 ii) ミクロ/メソ/マクロレベルの実践手法、 iii) ソーシャルワークの展開過程、 iv) コミュニケーション（面接等技法等）、 v) 特定の理論・モデルにもとづく介入など
- (3) ソーシャルワーク実習・実習指導との相乗作用による学習の質の向上を図る。
→ 実習前：実習へのレディネスを高め、実習に備える。実習後：実習体験を活用し、実習での学びを深化・般化させる。

図14 ソーシャルワーク演習教育の目的と演習内容

(出典：ソ教連，2022を筆者が編集)

ソーシャルワーク演習の学修目標と獲得すべきコンピテンシー

- 【学修目標】 (a) ソーシャルワークの価値に基づく実践の志向性及び目標を説明する技能の習得 (b) ソーシャルワークの基本的な観点に立脚したクライアントの状況の多面的な理解及び他者への客観的な説明能力の習得 (c) 介入のレベル（ミクロ/メソ/マクロ）の理解及び基本的な介入スキルの習得 (d) ソーシャルワーク実践を評価する能力及び自己の実践を評価する能力並びに評価を実践の改善に役立てる技能の習得
- 【コンピテンシー】 (1) 倫理的かつ専門職としての実行力 (2) 実践において多様性及び相違性に関与する能力 (3) 人権及び社会的・経済的・環境的正義を推進する能力 (4) 科学的な「実践に基づく調査/研究」及び「調査/研究に基づく実践」を遂行する能力 (5) 政策の実践に関与する能力 (社会を構成している多様な) 個人・家族・集団・組織・コミュニティへの (6) 関与能力 (7) アセスメント能力 (8) 介入能力 (9) 実践評価能力

図15 ソーシャルワーク演習の学修目標とコンピテンシー

(出典：ソ教連，2022・CSWE，2015を筆者が編集)

あり、これは教員の研究動機とも合致する。従って教員は、実態を知り、理論を学ぶための事例検討が、教科書を読んで掲載事例を理解するとの目的と化してしまわぬように、注意する必要がある。

エンゲストロームは、生活世界と切り離された学校での学びは、実生活で役に立たず、学校外で得た知識が学校での学びを促すように活用されていない状況について、「カプセル化された学習」とダヴィドフが呼んだことを紹介している。そして、教科書の著者・編集者の想定したシナリオに沿った理解・解釈を学生に求めるのではなく、事例を通して、思考・討論等の活動

を活性化し続けて、実践的応用の文脈、すなわち、意味のある現代的社会的使用と、習得されるべき現象に関する知識の形成を図るべきであると、主張している。すなわち、学習の対象を伝統的な学校テキスト、発見の文脈、および実践の文脈との関係を含むように拡張することによって、学校学習のカプセル化を打破し、学校学習自体の活動を内部から変革することを「拡張的学習」の概念を用いて、提案している (Engeström, 1991)。

「拡張的学習」とは、「行為者たちが（学びを求めて）みずからの活動システムのなかで発達の転換を生み出そうとする努力のなかから現

れ」(Engeström, 1987/1999, p.5)、いまだ存在していない新しい創造的な生活の実現に向けて、人々の主体的な能力（エージェンシー）の拡張的形成を図りつつ、集団的に創造するための協働学習をモデル化したものである（山住, 2014）。これは、図14のソーシャルワーク演習教育の目的の(2)とも符合する。拡張的学習について、今回筆者は、我が国の生活世界で実際に活用できる知識へと転換し、社会人学生のニーズでもある実用的知識を生成するための提案として受けとめた。

家庭や職場で子育て、介護、看護等の経験を有し、また養育・福祉・医療の実践に従事している多様な職種の人々が集う通信制大学の演習では、既に学生自身が多職種連携の話し合いの場をお膳立てしてくれている。従って、教員は事例検討の進行役として、カプセル化された学習に陥らぬように注意して、社会人学生の学びのニーズに適合するように、事例を変換・再構成（更新）し、必要な知識を補充する資料を新たなツールとして準備する。そして、互いの声（意見）を聞き合うように促し、対話を重ねて、事例と同様の生活課題を抱えた人々を実際に支援する良い方法を、共に紡ぎ出すようなグループワークを志向する。更に、学生の疑問解決の欲求に応じて適宜解説を加えながら議論することによって、実用的知識への転換に向けた事例検討が可能となる。これは、図15の獲得すべきコンピテンシーの(4)「科学的な調査／研究に基づく実践の遂行」にも通じ、学びのための事例検討のあり方として相応しいと筆者は考える。

今後の課題と結論

ソーシャルワーカー同士の具体的な連携方法や生活困窮者への実際の支援がわからないとの学生からのコメントは、疑問解決の欲求であると同時に、筆者の演習授業に対する不満・抵抗であったと解せられる。このような不満や抵抗は、授業への戸惑いの表れであると同時に、学生の自発性を立ち上げる契機となり、学生自らの行為の能動的な主体性や能力（エージェンシー）を発揮する起点となる（山住, 2012）。今回補講に参加した学生は、他機関との包括的な連携方

法としての重層的支援会議と、実際の支援方法として生活困窮者自立支援制度を学び得た。

筆者が設定した施設実習前の授業の演習内容（表3）については、概ね達成したと自己評価した。但し、学生の学びのニーズへの応答について、補講に参加しない学生には一部説明できなかった点を猛省し、演習課題の設定と時間配分など、教案の更なる工夫と改善を今後の課題としたい。

次に、本稿の筆者の結論を述べる。現実への理論的関与を学びの動機とし、実践に有効な実用的知識を希求する社会人学生の学習ニーズは、現実の生活世界で実際に活用可能な知識への転換を志向する拡張的学習の理念及び教員の研究の動機・目的と合致する。拡張的学習によって、社会情勢の実態に即して検討事例の更新が可能となり、実用的知識への転換が期待できる。

おわりに

事例検討での学びは、その性質上シミュレーションの域に留まる。しかし、社会人学生の学びのニーズに応じて真に迫る教案を開発することは、通信制大学教員の使命である。学生から教えられることも多く、特権ともいえる。独習の習慣を身に着けた学生にとって、教科書を読めば分かるような次元での事例検討では、演習で取り組む価値は乏しい。

演習授業では、まず課題に対する自分の考えを纏めて発言する準備作業が重要である。反転授業を導入して学生に予習を求めれば、討論の場でよく練られた意見の応酬が期待できる。しかし、勤務の傍ら施設実習を控えて準備に追われる学生に、どこまで予習を要求してよいものか、筆者も迷う。限られた時間の中で、初対面の人と時に見解の違いを踏まえつつ、より望ましい解を求めて共に考え、話し合い続けた今回の授業は、学生にとって、しんどい作業であったかもしれない。社会福祉士としての基礎的知識のインプットを求められることの多い養成課程にあって、拡張的学習の概念を援用してアウトプット型の「考え続ける演習授業」を学生と共に実施できた事を、筆者は肯定的に評価したい。この度の学びのための事例検討の経験が、

卒業後それぞれの実践において少しでも役立つことを願いたい。

引用・参考文献

- Biestek, F. P. (1957). *The casework relationship*, pp.15-18, 135. (邦訳『ケースワークの原則』誠信書房).
- Council on Social Work Education (CSWE: 2015). *Educational policy and accreditation standards for baccalaureate and master's social work programs*.
- 独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構 障害者職業総合センター (NIVR: 2011). 「難病のある人の雇用管理の課題と雇用支援のあり方に関する研究 職業場面における難病データ集」調査研究報告書 No.103の別冊, pp.30-37.
- 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 障害者職業総合センター (NIVR: 2015). 「難病の症状の程度に応じた就労困難性の実態及び就労支援の在り方に関する研究」調査研究報告書 No.126, pp.10-11, 30.
- Engeström, Y. (1987/1999). 山住勝広 他訳『拡張による学習 活動理論からのアプローチ』新曜社.
- Engeström, Y. (1991). *Non scolae sed vitae discimus: Toward overcoming the encapsulation of school learning*. *Learning and Instruction* 1991; 1: 243-259.
- 福山市医師会 (2005). 「膠原病の話」(リウマチ膠原病内科 黒田広生) コラム NO.88, 10月号.
<https://www.fmed.jp/cnt/kenkou/check/2005/0510.html>
- 外務省 (n.d.). 「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約 (国際人権規約) (A 規約) 第13条 (教育に対する権利)」.
https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kiyaku/2b_004.html
- 外務省 (n.d.). 「児童の権利に関する条約 (子どもの権利条約) 第28条」.
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jido/zenbun.html>
- 春名由一郎 (2017). 「難病のある人が無理なく活躍できる働き方改革」『難病のある人の福祉サービス活用による就労支援シンポジウム in 沖縄』p.19. 難病患者の福祉サービス活用による ADL 向上に関する研究・研究班.
- 一般社団法人日本社会福祉士養成校協会 (監修) (2015). 『社会福祉士 相談援助演習 第2版』pp.112-116, 312-315. 中央法規出版.
- 一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟 (ソ教連: 2022). 「ソーシャルワーク演習のための教育ガイ

- ドライン」pp.1-9, 15-37.
- 公益社団法人 日本社会福祉士会 (2020a). 「正会員及び正会員に所属する社会福祉士が実践研究等において事例を取り扱う際のガイドライン」.
- 公益社団法人 日本社会福祉士会 (2020b). 「社会福祉士の倫理綱領」.
- 公益社団法人 日本社会福祉士会 (2021). 「社会福祉士の行動規範」.
- 厚生労働省 (n.d.). 「ヤングケアラーについて」
<https://www.mhlw.go.jp/young-carer/>
- 厚生労働省 (2018). 「平成30年版厚生労働白書」治療と仕事の両立支援の取組み pp.105-121.
- 厚生労働省 (2019). 「社会福祉士養成課程における教育内容等の見直しについて」.
- 厚生労働省 (2020a). 「がん患者・経験者の治療と仕事の両立支援施策の現状について」(11月5日) 第13回都道府県がん診療連携拠点病院連絡協議会, 健康局・労働基準局.
- 厚生労働省 (2020b). 「重層の支援体制整備事業における具体的な支援フローについて」令和2年度 地域共生社会の実現に向けた市町村における包括的な支援体制の整備に関する全国担当者会議 資料3.
- 厚生労働省 (2021). 「重層の支援体制整備事業の実施について (実務等)」p.23.
- 厚生労働省 (2022a). 「令和2年度衛生行政報告例の概況」特定医療費 (指定難病) 受給者証所持者数.
- 厚生労働省 (2022b). 「令和2年患者調査」閏節リウマチ患者数.
- 牧洋子・黒岩晴子 (2002). 「事例から学ぶ医療福祉相談: 社会福祉援助技術演習テキスト」せせらぎ出版.
- 文部科学省 (2022). 「(令和4年度) 高校生等奨学給付金リーフレット」.
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/20220328-mxt_kouhou02-5.pdf
- 難病情報センター (n.d.). 「病気の解説」.
<https://www.nanbyou.or.jp/entry/5461>
- 大橋謙策 (2009). 「地域における『新たな支え合い』を求めて: 住民と行政の協働による新しい福祉 (基調講演, 学会フォーラム: 地域における生活支援をめぐる実践と研究)」『社会福祉学』50 (1): 158-163.
- 岡部卓 (2010). 「生活保護受給者の『社会的居場所』づくりと『新しい公共』に関するメモ」6月28日厚生労働省生活保護受給者の社会的居場所づくりと新しい公共に関する研究会資料1.
- 岡部卓 (2013). 「生業扶助に関するメモ」第15回社会保

- 障審議会生活保護基準部会資料3.
- Onishi, K. (2016). Financial burden and employment support for patients with cancer in Japan: A review. *Japan Hospitals* 2016; 35: 53-76.
- 大阪府 (2022). 「府立高校におけるヤングケアラーの支援について」(1月24日) 令和3年度総合教育会議資料6.
- 大阪市 (2022). 「大阪市立中学校生徒を対象としたヤングケアラー実態調査」(3月9日) 調査結果速報.
- 埼玉県 (2020). 「埼玉県ケアラー支援条例」.
<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0609/chiikihoukatukea/jourei.html>
- 堺市 (2021). 「中高生向け未来応援 BOOK 『ココから!』」第3版.
<https://www.city.sakai.lg.jp/kenko/fukushikaigo/seikatsuhogo/73699520210317161931275.files/kokokara3.pdf>
- 社団法人雇用問題研究会 (2007). 「難病の雇用管理のた
めの調査・研究会報告書」p.6.
- 白澤政和 (編著) (2009). 『ストレングスモデルのケアマネジメント』ミネルヴァ書房.
- 東京新聞 (2022). 「生活保護世帯の子どもの大学などへの進学率 (都道府県別)」(WEB版5月8日).
- University of London (n.d). History of the University of London.
<https://www.london.ac.uk/about-us/history-university-london>
- 山辺朗子 (2003). 『ワークブック 社会福祉援助技術演習 ② 個人とのソーシャルワーク』共感と傾聴 pp.78-83, ミネルヴァ書房.
- 山住勝広 (2012). 「活動理論と教育的介入の方法論—学校における教師の拡張的学習を事例にして—」『関西大学文学論集』62 (3) : 21-37.
- 山住勝広 (2014). 「拡張的学習とネットワークする主体の形成」『組織科学』48 (2) : 50-60.